令和５年度阿蘇市区長会

問 総務課 総務係　☎ 22-3111

地域の代表が決まりました

令和５年度阿蘇市区長会の体制が決定しました。区長会長は市原巧氏（神石区）、副会長は池田國廣氏（内牧５区）、阿南米夫氏（滝水区）です。

市は 116 の行政区を設置し区長を委嘱しています。区長は各地域の代表として行政情報の伝達や地域内各種とりまとめなどの役割を担います。

令和５年度区長一覧

令和５年５月１日現在

宮　地	
町１区	小西　雅治
町２区	山部　公望
北１区	河野　久光
北２区	森　建男
東１区	中島元比古
東２区	糸永　秀司
東３区	黒川　史昭
西１区	**山口　正孝**
西２区	塚本　幸吉
西３区	志賀　孝治
古神１区	篠田　正治
古神２区	山部　節雄
古神３区	村上　幹夫
分１区	村山　健徳
分２区	渡邊　義則
分３区	藤井　義己
塩　塚	山部　哲経
坂　梨	
古　閑	**古木　公夫**
神　石	**市原　巧**
福　岡	市原　啓吉
上　町	志賀　聡雄
東仲町	小林　五夫
西仲町	岩下　寛一
下　町	石山　範昭
桜　町	野尻　徹
福　原	上村　健雄
馬　場	柚上　広昭
豆　札	古閑　隆一
古　城	
古城１区	筑紫　一雄
古城２区	渡邊　良作
古城3の1区	甲斐　保幸
古城3の2区	阿蘇品長人
古　城	
古城４区	岩下　清人
古城5の1区	和田　哲德
古城5の2区	**髙橋　一郎**
古城６区	井野　昭臣
古城７区	菅　広澄
中　通	
原　口	栗明　雄二
上井手	**坂梨　政典**
下井手	佐藤　徹郎
中　原	近藤　信昭
西井手	井上　栄一
上西河原	大田　幸広
下西河原	佐藤　勝則
東下原	白石　忠幸
西下原	丹　恵輔
片　隅	吉岡　憲蔵
荻の草	後藤　孝治
舞　谷	中村　裕治
内　牧	
内牧１区	石井　髙雄
内牧２区	髙野　勝則
内牧３区	伊藤　一生
内牧４区	北里　雄一
内牧５区	**池田　國廣**
成　川	洞田貫　秀人
小　里	丸山　勝人
南宮原	中島　正巳
湯　浦	小嶋　一誠
西湯浦	下田　房雄
深　葉	佐藤　眞佐雄
西小園	小嶋　政盛
折　戸	緒方　正光
宇　土	田代　益信
浜　川	勝木　清也
山　田	
鷲の石	井野　祐介
原の口	廣瀬　秀德
山　田	大倉　孝行
小　倉	井野　修三
西小倉	内田　義弘
小　池	河津　亀鶴
黒流町	橋本　豊信
今　町	坂梨　秀幸
下の原	北里　五男
新　村	**山本　誠也**
小野田町	小野　秀一
本　村	市原　正
茗ヶ原	芦田　謙哉
黒　川	
道　尻	中野　茂
下役犬原	宇野　一
上役犬原	宮木　正則
西　町	渡邊　澄雄
竹　原	中山　安範
蔵　原	山崎　重幸
東黒川	内田　宗利
坊　中	**井澤　長英**
南黒川	池田　正二
元黒川	藤本　隆文
北黒川	江藤　政敏
上西黒川	髙野　幸夫
下西黒川	立石　哲男
乙　姫	中村　親一
黒川千丁	古吉　秀生
永　水	
永　草	川藤　光一
枳	**豊田　斎一**
赤　水	小坂　秀典
車　帰	中村　勲
尾ケ石	
狩尾１区	田中　光雄
狩尾２区	草尾　幸隆
狩尾３区	**五嶋　一俊**
跡ヶ瀬	中島　雄一
的　石	畑本　芳輝
東　部	
楢木野	工藤　富之
赤仁田	釣井　静喜
北　部	
小　園	阿南　末雄
小地野	**城　輝臣**
笹　倉	阿南　洋
中　部	
坂の上	**市原　英一**
大　道	高日　寒二
西　部	
立塚	岩下　礼治
横堀	岩瀬　幸喜
遊雀	市原　新
中道	**鶴林　福茂**
東　部	
山　崎	三宅　里子
仁田水	久保　績男
中　江	古澤　國義
滝　水	**阿南　米夫**

※各地区代表区長(役員)は**太字**で表示しています。

※４月１日から上東下原区と下東下原区が統合し、東下原区へと名称が変更になっています。

1 区への加入をお願いします

市では市民の皆さまに「区」への加入をお願いしています。「区」では、地域内の清掃活動のほか、ごみ収集所や防犯灯の設置・維持管理など、生活に欠かせないさまざまな取り組みを行っています。

「区」は地域の皆さまの協力により組織されるもので、これらの費用も皆さまからの区費などでまかなわれています。お互いに協力し合いながら、より良い生活環境をつくりましょう。

☑ 防犯・防災活動で安全なまちづくり

防犯灯の設置や電球の交換などは、区費でまかなわれています。設置箇所なども区で検討しています。自主防災組織も設置し、水害や火災などの災害発生時は近隣でお互いに助け合います。

☑ 地域の環境保全

ゴミ収集場の設置・維持管理、道路や側溝の清掃、植栽活動などを行い、まちの美化を進めています。

☑ 文化活動やイベントを通じた交流

夏祭り、公民館活動、子ども会、老人会などの活動を行い、地域住民で親睦を深めています。敬老会やどんどや・餅つきなども区が主催しています。

☑ 行政情報の伝達、提案、要望の発信

市の広報誌や国、県からのお知らせなど、皆さまの生活に必要な情報を提供しています。皆さまの意見を取りまとめ、行政に提案、要望をし、住みよいまちづくりを進めています。

2 初盆名簿の作成にご協力を

令和５年度の初盆名簿の申請は６月 28 日 ㈬までとなっています。

市民課と各支所で、死亡届の受付を行った際に「初盆名簿掲載申請書」をお渡ししていますので、掲載を希望する場合は、総務課または各支所へ申請書を提出してください。申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

市ホームページ

Check

阿蘇市区長会事務局

初盆名簿は、個人情報保護の厳格化、宗教上の公平性を欠くなどの理由から、令和６年度から、発行を廃止します。

もう一度確認

ごみ出しルールを守りましょう

問 市民課 生活衛生係　☎ 22-3135

ステーション（ごみ集積所）は、地域の皆さんで管理しています。

☑ 決められたステーションに出してください

決められたステーション以外の場所に出されたごみは収集されません。

※ごみを出す場所が分からないときは、管理している地区の区長などに問い合わせてください。

※飲食店や事業所などのごみは、ステーションに出すことはできません。

☑ 収集日以外に出されたごみは収集しません

収集されないだけでなく、鳥獣に荒らされてごみが散乱するなど地域の迷惑になります。収集日はきちんと確認し、必ず指定された収集日に出してください。

☑ ごみ出し時間を守りましょう

収集時間帯は天候など当日の状況により変わる場合があります。「いつも〇時くらいに収集に来るから」ではなく、収集日の朝 8 時 30 分までにステーションに出してください。

☑ 収集後に出されたごみは再収集しません

次回の収集日に出すか、未来館（☎ 24-5353）へ直接搬入してください（10kg までは無料）。

☑ ごみが散乱しないようにしましょう

ごみがカラスや猫に散らかされてしまうのを防ぐため、鳥獣ネットで被害を防止しましょう。ネットは目の細かいもの、袋がはみ出さない大きさのものが効果的です。

※鳥獣ネットはステーションの管理者または利用者で準備してください。

☑ 指定袋ごとにきちんと分別してください

「阿蘇市家庭ごみの分け方・出し方」を確認し、決められた指定袋で分別してください。分別されていないごみは収集されません。

☑ 市内で発生したごみは市内で処理しましょう

市町村ごとに指定のごみ袋が定められています。他市町村のごみ集積所に捨てたりしないようにしましょう。

不明な点は、各世帯に配布している「阿蘇市家庭ごみの分け方・出し方」を確認するか、市民課 生活衛生係にお問い合わせください。

どうする？

災害時の廃棄物についても考えましょう

大規模な災害が発生すると、災害廃棄物（家や建物の崩壊、破損による大量のがれきや家具、家電等のごみ）が一斉に発生します。

災害の規模によっては、災害廃棄物の処理に数年の期間を要します。生活環境の保全と公衆衛生の確保、そして早期復興のためにも排出時の分別が重要です。

災害廃棄物はリサイクル可能な品目が多くあり、適切な分別が処理費用の削減にもつながります。災害時は、次の点を守っていただき、市からのお知らせを確認してください。

☑ 便乗して不要なごみを出さないでください

仮置場に受け入れできるのは家庭から出た災害ごみだけです（それ以外は持ち帰っていただきます）。

☑ 必ず分別をしてください

分別をしていないと仮置場の運営に支障をきたし、場内整理のために一時閉鎖する場合があります。

☑ 開設までは自宅で分別して保管してください

災害ごみはステーションや道路、空き地等に無秩序に出さないでください。非常時もごみ出しルールを守りましょう。

☑ 急いで捨てる必要がない生活ごみは自宅で保管してください

普段の生活ごみは通常通り収集予定ですが、収集時間が予定より遅れることもあります。急いで捨てる必要がないごみは自宅で保管してください。

仮置場で受け入れができる主な災害ごみ

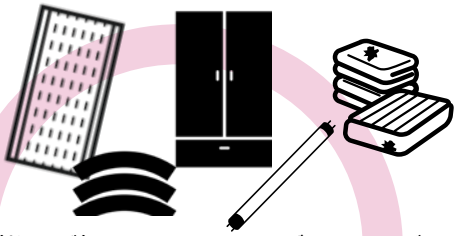

- 木材（柱など）
- コンクリートがら
- サイディング
- 瓦（セメント瓦と焼瓦は別々に）
- スレートなど
- ガラス・陶器類
- 家具類
- 蛍光灯類
- 小型家電類
- 畳
- 布団類
- 金属類
- 可燃物・プラスチック（粗大ごみのみ）
- 流木等の大型生木など

仮置場で受け入れができない主な災害ごみ

- 農業用資材（ハウスのビニール、マルチ、育苗箱、肥料、農薬など）やワラなど
- バッテリー類・消火器・廃油・塗装接着剤・ガスボンベ・火薬などの適正処理困難物
- 廃タイヤなど

※ 日頃から「販売店・メーカーや専門業者等」にご相談のうえ、適正な処理を行ってください。

※ 事業所から排出される事業系廃棄物（災害ごみ）は、仮置場に受け入れ出来ませんので「事業者の責任」において適切に処理を行ってください。

新型コロナ

問 健康増進課　☎ 22-5088

5類感染症に変更となりました

5月8日から、新型コロナの感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に変更となりました。今後の感染症対策は、次のポイントを踏まえ、自主的に行ってください。

☑ マスクの着用

▹着用は個人の判断に委ねることが基本

▹医療機関受診時や高齢者施設などの訪問時、混雑した電車・バス乗車時は、着用をおすすめします

☑ 手洗いなどの手指衛生

▹基本的な感染対策として、引き続き有効

☑ 換気

▹基本的な感染対策として、引き続き有効

☑「三つの密」の回避 人と人との距離の確保

▹流行期では、重症化リスクが高い人の感染防止対策として有効

※「三つの密」とは…密集、密接、密閉

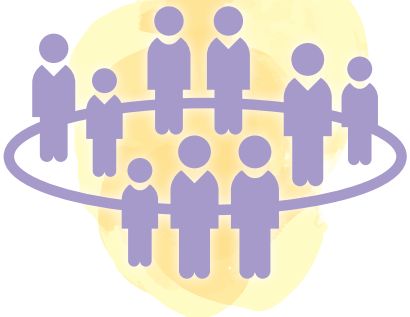

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事･･･など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい

受付時間：平日9時～17時15分　TEL：0967－22－5223 ＊完全予約制です。

音声でのご連絡が難しい方のみ、FAX0967-22-5224で相談予約受付。お名前、FAX番号を必ずご記入ください。
日程調整につきFAXで返信いたします。なお、相談にはご来所の必要があり、FAXでの相談はできません。

・当事務所での相談が初めての方は、30分まで無料
・初回30分超または2回目以降は30分3500円
※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

事務所名が変わりました！

阿蘇法律事務所
阿蘇地域に根ざした法律事務所です。
弁護士　森　あい

〒869-2612　阿蘇市一の宮町宮地2005－8－203（阿蘇市商工会一の宮支所となり）

広告

5類変更後の外来受診・療養の流れは？

発熱などの症状がある場合は、まずはかかりつけ医などの医療機関や「受診相談専用ダイヤル」に電話でご相談ください。
療養中に体調が急変した場合は、「健康相談専用ダイヤル」に電話でご相談ください。緊急性の高い場合は、119番に電話してください。
※新型コロナに関する医療費と検査費用は原則自己負担となります。

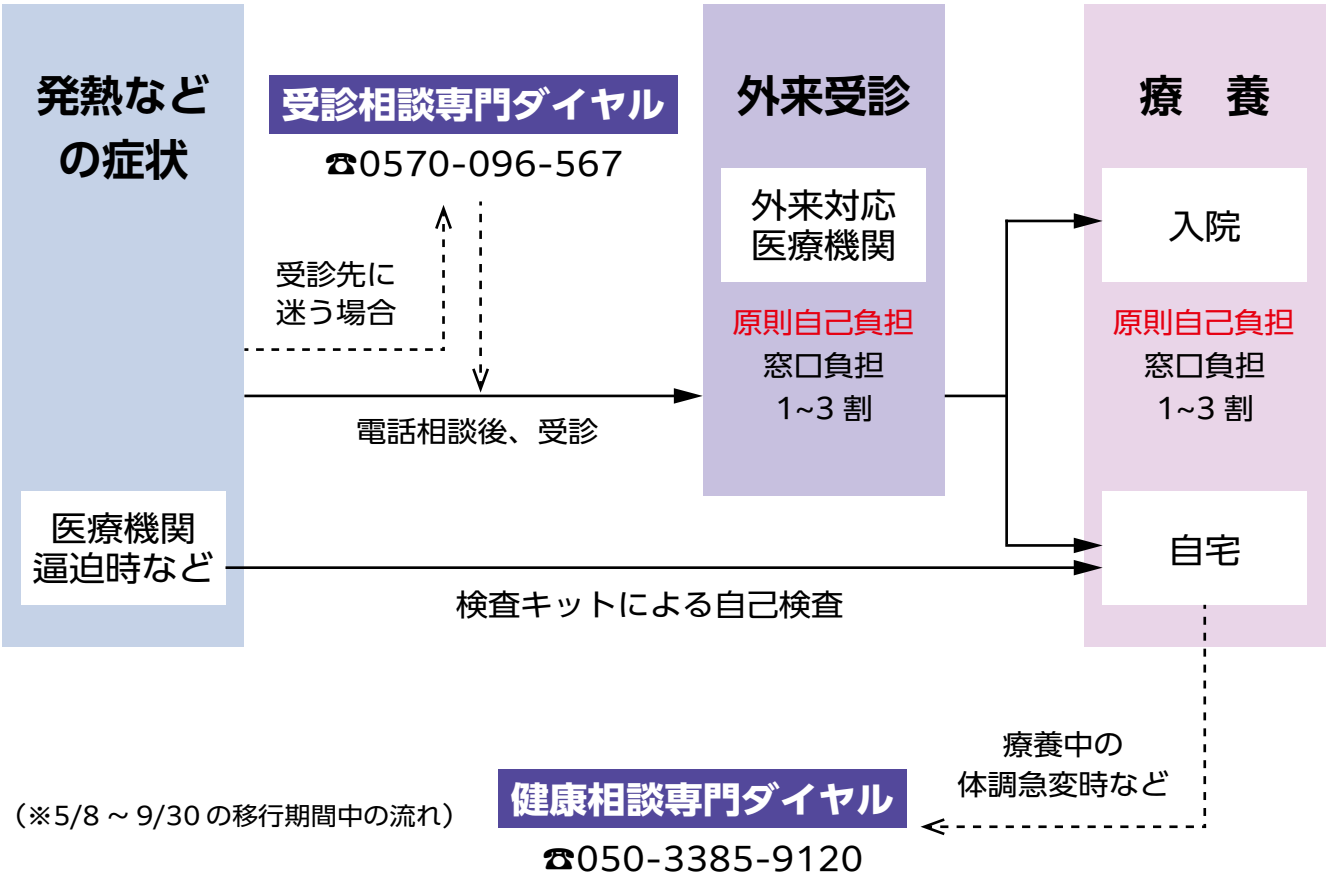

（※5/8～9/30の移行期間中の流れ）

詳しくは
県のホームページを
ご覧ください。

熊本県　新型コロナ

県ホームページ

感染者の行動制限は？

感染者の行動制限がなくなります。
療養期間については、次の情報を参考に、各自で判断してください。

国が推奨していること

- 発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控える。
- 発症後10日間が経過するまでは、マスクを着用し、高齢者などのハイリスク者との接触は控える。